

第 1 3 2 回香芝市都市計画審議会要約会議録

1 日時 令和 6 年 3 月 2 6 日（火）午前 1 0 時 0 0 分

2 場所 香芝市役所 3 階 第 1 会議室

3 会議の案件

- 1) 都市計画法第 34 条第 11 号に基づく区域指定の変更について（奈良県決定）
- 2) 「香芝市立地適正化計画」の策定について
- 3) 大和都市計画生産緑地地区の変更について（香芝市決定）

第 1 号議案について、次のような質問や意見、回答があった。

質問

取り下げと言うことで、住民側からすると妥当な判断だと思う。
今後、開発を行っていく機会ができ、住民への情報提供について、しっかりとやっていただきたいと思うがどのように考えているか。

回答

経緯を含め内容をまとめた中で、改めて周知したいと考えている。

質問

当該区域は都市計画マスタープランでの位置付けが「農業振興ゾーン」
となっているが、農業振興地域整備計画上ではどのような位置付けになっているのか。

回答

農業振興地域整備計画上では農用地区域に指定されていない区域とな
っており、都市計画マスタープラン上での位置付けのみとして整理して
いる。

第 2 号議案について、次のような質問や意見、回答があった。

質問

市街化区域の中で居住誘導区域に該当していないところは、おおむね
土砂災害、浸水被害等を踏まえたところかと理解するが、計画書では一
部で災害の危険性がないような区域もある。区域設定の考え方と理由を
教えていただきたい。

回答

居住誘導区域の設定については、災害の危険性があるところは当然除
外するが、区域設定の考え方において、一定程度の人口密度を有してい

る区域、公共交通により比較的容易にアクセスできる区域等の要件があるため、要件に照らし、一部除外となる区域がある。

質問 交通ネットワークという点で考えると、除外区域にバス停を設けるといった視点もあるかと思う。

生活に関わる部分であり、地域の方々に対しては特に丁寧な説明が必要と思うがどのように考えているか。

回答 住民の方に向けて、計画内容のわかりやすい説明を検討する。

質問 居住誘導区域で河川の氾濫等の懸念が今後出てくると思うがどのように対処するのか。

回答 特に危険性が高い区域については、まずは居住誘導区域から除外することによって危険性の高いところから安全な場所に移っていただくことを考えている。実際に移動する際の支援策は今後検討していきたい。

意見 防災の観点において、河川氾濫等の実際の災害の実例を踏まえた中で、もう少しきめ細かな対応が必要ではないか。

回答 ハード的な対策、ソフト的な対策を踏まえ、調査・研究を進めていきたいと考えている。

第3号議案について、次のような質問や意見、回答があった。

質問 相続等の関係もあり、生産緑地の解除事案が年々増えてくると予見されるが、市の見通しについて伺いたい。

回答 指定から30年経過した生産緑地について、現状、段階的に解除が出てきている。また、耕作者の方が死亡、故障といった理由での買取申出も出てくると想定している。

このような状況から、市としても生産緑地の追加募集を検討しており、都市の中での緑地の確保に努めていきたいと考えている。